

# 未来の千代田を守るために

## 千代田区気候非常事態宣言

### ～持続可能なまちゼロカーボンちよだに向けて～

近年、大型台風や集中豪雨、記録的な猛暑など、気候変動の影響によると考えられる異常気象が頻発し、甚大な被害が発生しています。

本区においても猛暑による熱中症や台風などによる水害のリスクに直面するなど、区民生活に多大な影響をもたらしています。

これらは、排出され続けている二酸化炭素の増加による地球温暖化の影響と言われており、今後も気候変動の影響による被害の頻発化、激甚化が予測され、もはや気候危機というべき非常事態に直面しています。

本区は、我が国の政治・経済の中心地として多くのエネルギーを消費し、大量の二酸化炭素を排出しています。

一方で、本区には気候変動について、先進的な技術や知見を有し、主体的に取り組む企業、団体、人々が多く存在します。

今こそ、気候非常事態の危機感を共有し、二酸化炭素の排出量を削減して地球温暖化をくい止める行動と、気候変動の影響による被害から生命、財産、生活を守るための取組みを進め、SDGsが掲げる持続可能な社会を実現しなければなりません。

本区は、ここに気候非常事態を宣言し、「2050ゼロカーボンちよだ」を掲げ、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指します。

そして、皇居を中心に緑と水辺が豊かな都心千代田区を、子どもたちやさらに未来の人々に引き継いでまいります。

令和3年11月5日  
千代田区長 樋口 高顕



世界では、地球温暖化による気温の上昇により、熱波、干ばつ、山火事、ハリケーン、氷河の融解などの事象が生じています。2015(平成27)年に採択されたパリ協定において、気温上昇を工業化前より2℃未満に保ち、1.5℃に抑える努力を追求することが世界共通の目標とされました。そのためには、2050年までにCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロにすることが必要です。千代田区でも2020(令和2)年に区議会において気候非常事態宣言に関する決議がされました。そのような状況から、区は、地球温暖化対策条例を改正し、基本理念として2050年までにCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロを達成する脱炭素社会の実現を掲げ、さまざまな取組みを始めています。「2050ゼロカーボンちよだ」を実現するためには、区民や事業者の皆さんの取組みが不可欠です。ともに行動を起こし、未来の千代田を守りましょう。

**CO<sub>2</sub>を減らすことが気候変動の影響を抑えることにつながるんだね!**

**気候変動により  
どんな影響があるのかな?**

東京都の平均気温は過去100年で2.5℃上昇していて、真夏日や熱帯夜が増加しています。大規模な水害や台風の増加なども気候変動の影響と考えられています。

**区内でも熱中症の搬送者が  
増えているんだって!**

年	人数
平成26年	43
平成27年	71
平成28年	33
平成29年	39
平成30年	107
令和元年	98
令和2年	94

猛暑の影響により、熱中症による救急搬送者が100人前後発生した年もあります。気温の上昇は、熱中症患者の増加につながります。

**区内で名所の多い桜の開花日も  
早まっているんだね!**

東京 さくらの開花日の平年差

トレンド=1.2(日/10年)

桜の開花日はどんどん早まる傾向にあり、50年で約6日も早くなっています。

**区の実践**

地球温暖化をくい止め、気候変動の影響による被害から生命、財産、生活を守るために取組みを強化すべく、「千代田区地球温暖化対策条例」を改正し、「千代田区地球温暖化対策地域推進計画2021」と「千代田区気候変動適応計画2021」を策定しました。計画には目標や具体的な取組みを掲げています。

**〈目標〉**  
2050ゼロカーボンちよだ(2050年までにCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロ)を実現するため、2030年度までに区内のCO<sub>2</sub>排出量を42.3%削減します。(2013年度比)

**〈主な取組み〉**

- 再生可能エネルギーの利用促進  
区民や事業者を対象にした再生可能エネルギー由来の電力への切替え支援や他自治体などと連携した再エネ電力の供給や創出に取り組めます。
- 建物の省エネの推進  
新築建物のCO<sub>2</sub>削減に向けた事前協議や建物改修時の発電・省エネ機器への助成、開発における地域冷暖房の導入などによる面的・効率的なエネルギー利用や再エネ利用を推進します。
- 地方との連携による森林整備事業  
岐阜県高山市や群馬県嬲恋村との協定に基づき、間伐などの森林整備事業に協力し、森林整備によるCO<sub>2</sub>吸収量を区から排出されるCO<sub>2</sub>の一部と相殺(カーボン・オフセット)します。
- クリーンエネルギー自動車の普及促進  
公用車への電気自動車や水素自動車、プラグインハイブリッド車などの導入を推進します。また、区民や事業者への助成を検討します。

# 私たち一人ひとりができること

私たちの行動で未来は変わります。子どもたちや  
未来の世代の人たちのために、できることから始めましょう。

地球温暖化を  
くい止めるために!

## CO<sub>2</sub>を減らす

### ●使うエネルギーを減らす

電気やガス、ガソリンなど、使うエネルギーをできるだけ減らす「省エネ」を心がけましょう。

たとえば!

- ・エアコンの温度を適切に管理する
- ・公共交通機関や自転車を使う
- ・省エネ性能の高い製品を選ぶ



いのちや生活を  
守るために!

## 気候変動 影響に 適応する

### ●自然災害に備える

短時間強雨や土砂災害、強風などの自然災害に備えましょう。

たとえば!

- ・ハザードマップを確認する
- ・水や食料などの災害用品を備蓄する
- ・地域の防災訓練に参加する



### ●再生可能エネルギーを使う

再生可能エネルギーはCO<sub>2</sub>を排出しません。使うエネルギーを再生可能エネルギー由来のものに変えることも温暖化対策につながります。

たとえば!

- ・再エネ由来電力に切り替える
- ・自動車を買うときは電気自動車や燃料電池車などを選ぶ
- ・区の助成を活用し、太陽光発電パネルなどを設置する



### ●熱中症や暑熱への対策に取り組む

気温上昇に伴う健康や生活への影響を回避・軽減しましょう。

たとえば!

- ・熱中症予防や暑さ指数(WBGT)の情報を収集する
- ・炎天下や暑い場所での長時間の作業や運動は避ける
- ・こまめに水分補給をする
- ・自宅の屋上や壁面を緑化する



## 区の地球温暖化対策について 一緒に考えませんか

### 地球温暖化対策推進 懇談会委員を募集

区の温暖化対策を評価し、改善策の提案などを行う「地球温暖化対策推進懇談会」の委員を募集します。

**対象** 次のすべてに該当する区内在住・在勤・在学者

- ・区的环境施策に関心がある
- ・平日昼間の会議に出席できる

**定員** 若干名(選考)

**任期** 委嘱日(令和4年1月頃)から2年間(会議は1回約2時間/年2、3回程度開催)

**謝礼** 会議の出席1回につき5,000円(所得税を差し引いた額を支払い)

**申込方法** 11月30日(火)(必着)までに郵送またはEメール(12面記入例参照/性別、応募の動機とこれまで行ってきた環境に関する活動など<800字程度>)も記入)で問合せ先へ

**問合せ** 環境政策課企画調査係 ☎ 102-8688九段南1-2-1 ☎ 5211-4255

✉ kankyouseisaku@city.chiyoda.lg.jp

## 区や都の事業・制度もご活用ください

### ●コミュニティサイクル「ちよくる」

区内11区に設置されたサイクルポートでは、どこのポートでも自転車が借りられ、どこのポートでも返却できます。利用方法・料金は専用HP (<https://docomo-cycle.jp/chiyoda>) でご確認ください。

### ●「みんなでいっしょに自然の電気」キャンペーン(東京都)

現在ご使用の電力契約を切り替えるだけで、再生可能エネルギーを利用できます。参加登録は無料で、登録後も契約切替の義務はありません。参加者が多く集まるほど割安な料金メニューが提供されやすくなります。詳しくはキャンペーンHP(下記2次元コードからアクセス可)をご確認ください。



### ●省エネルギー改修等助成

住宅やマンションの共用部、事業所ビルなどで省エネルギー機器への改修を行うときの費用の一部を助成しています。助成条件や申請方法などについては、区のHPをご確認ください。

### ●ハザードマップ

洪水などが発生したとき、在住・在勤・在学者が安全かつ迅速に避難できるよう千代田区ハザードマップを作成しています。ご家庭に配布した冊子または区のHPでご確認ください。

### ●安全・安心メール

気象などに関する災害情報や熱中症の注意喚起などをお知らせするメール配信サービスです。登録をご希望の方は、専用アドレス([t-chiyoda@sg-p.jp](mailto:t-chiyoda@sg-p.jp))に空メールを送信し、受信した登録用メールから手続きを行ってください。

### ●ヒートアイランド対策助成

屋上緑化や壁面緑化、窓ガラスへの遮熱対策など、ヒートアイランド現象の緩和につながる取組みに対して、費用の一部を助成しています。助成条件や申請方法などについては、区のHPをご確認ください。